

令和6年度

富山市立倉垣小学校いじめ防止基本方針

(34) 富山市立倉垣小学校

目 次

1 倉垣小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的	1
(2) 基本理念	1
(3) いじめの定義	1
(4) いじめ防止等の対策の責務	2
(5) いじめの理解	3

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態	3
(2) 本校の課題	3

3 いじめの防止等の対策の基本的な取組

(1) いじめの防止のための取組	4
(2) いじめの早期発見のための取組	5
(3) いじめが起きたときの対応	6

4 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは	1 2
(2) 重大事態の対応についての留意事項	1 2

1 倉垣小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立倉垣小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「倉垣小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

なお、こうした取り組みに当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となります。

(3) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第 2 条。）

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該児童生徒がかかわっている仲間や集団の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味します。
- 「心身の苦痛を感じている」と思われるもの、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」であるとして対処します。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子供の立場に立つことが必要です。

- いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（法第22条）を活用して行います。
- 教職員は、ささいな兆候や懸念、子供からの訴えを抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せずに直ちに全てを当該組織に報告します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子供の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

※ いじめの態様の例

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌がることを言われる
- ・ 仲間はずれ、個人・集団から無視をされる
- ・ 軽くあるいはひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる
- ・ 金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

（「いじめ防止等のための基本的な方針」＜平成25年10月11日文部科学大臣決定（平成29年3月14日改訂）＞を参照。以下「国の方針」という。）

※ いじめが解消している状態の判断について

単に謝罪をもって安易に解消することはできません。「解消している状態」と判断するには少なくとも次の二つの要件が満たされていることが必要であり、他の事情も勘案して判断します。

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上を含む）の止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。（被害が重大なものは、さらに長期とすることも考えられる）
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（被害児童およびその保護者への面談等で確認）

※ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、いじめ問題を乗り越えた状態とは、謝罪をもってのみで終わるものではありません。被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、加害被害双方の児童と他の児童との関係修復を経て、双方の当事者や、周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものです。

(4) いじめの防止等の対策の責務

- ① 学校及び学校の教職員は、基本理念に基づき、保護者、地域、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止等の対策に取り組むとともに、当該学校の児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務があります。
- ② 保護者は、子供の教育について第一義的責任があり、その保護する子供がいじめを行うことがないように、規範意識を養うための指導を行うよう努めます。また、その保護する子供がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護します。さらに、保護者は、国、県、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。

(5) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものです。「暴力を伴ういじめ」だけでなく、嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」も、何度も繰り返されたり、集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分理解する必要があります。

また、「暴力を伴わないいじめ」は、児童が入れ替わり、加害者にも被害者にもなる傾向があるので、「いじめを行いやすい子供」「いじめられやすい子供」という視点からは、いじめを予想することはできません。

さらに、いじめの加害、被害という関係だけでなく、その周りでいじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりする者や、暗黙のうちに傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要があります。

加えて、いじめは大人が見えにくいところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、すでに重大な事態に至っている場合があることを十分に理解した上で対処することが大切です。

いずれにしても、いじめが、大人社会のゆがみと同じ地平で起こるという認識の下に、「いじめは絶対に許さない」という意識をもち、社会総がかりで対処しなくてはならない問題であることを理解することが重要です。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・相手の思いを理解できなかつたり、コミュニケーションが十分でなかつたりし、相手にいやな思いをさせる言動を取ってしまうことが見受けられる。

(2) 本校の課題

- ・互いを尊重し合う心や思いやりの気持ちを育むために、全教育活動を通して道徳教育を充実させることや、縦割り活動のさらなる充実を図り、温かい人間関係を構築することを今後とも継続していく必要がある。

- ・冷やかしやからかい、悪口等、言葉によるいじめが起こらないよう、温かい言葉を使うよう継続した指導に努めなければならない。
- ・インターネットの普及に伴い、インターネット上のトラブルが生じないよう、情報モラルに関する指導の充実に努めながら、継続的に注意を払っていく必要がある。

3 いじめの防止等の対策の基本的な取組

(1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育て、保護者も含めて、いじめをしない、させない、許さない学校風土づくりに努めます。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ子供及び保護者に示し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を図ります。
- ・子供のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参画できる授業づくりや集団づくりに努めます。
- ・道徳教育の充実を図り、他の人を思いやる心を育てるとともに、宿泊学習や地域行事等の体験的な活動を通して、互いに助け合い、協力し合うことの大切さを実感させます。
- ・朝の読書活動、読み聞かせ活動等を通して、言葉を尊重する心を育てるとともに、言葉によって表現された情感を味わう機会を多く設けます。
- ・いじめを人権問題ととらえ、「人権教育の指導事例集」等を参考にした授業、行事（「人権を考える週間」等）を計画的に進め、子供の人権意識の向上を図ります。
- ・子供に対して、傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるよう努めます。
- ・いじめを受けている子供が自尊感情を失うことがないように、「いじめを受けている人が悪いのではない。助けを求めることは恥ずかしいことではない。」というメッセージを送り続け、学校が守る姿勢を示します。
- ・子供がいじめの問題について学び、児童会活動等、子供による自主的な活動（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）を支援し、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論することなどの活動に取り組みせ、自己指導能力を育てます。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレス

に適切に対処できる力を育む必要があります。

- ・学校として「特に配慮が必要な児童※」については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことが必要です。

※ 特に配慮が必要な児童とは、発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなど外国につながりのある児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災等により、被災した児童等。

- ・教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払います。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※参照 P 1 1 【表 2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2)いじめの早期発見のための取組

- ・「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」という認識を全教職員がもち、子供の言動や表情を細かく観察することや子供に対する定期的な調査等を実施することでいじめの早期発見に努めます。（休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子供たちを見守ります。）
- ・いじめは、大人には見えにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいなサインであっても、「もしか、いじめではないか」という疑いがあれば、早い段階からの的確にかかわることにより、いじめの早期発見、対処、措置につなげます。
- ・どないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・定期的なアンケート調査、教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。
- ・いじめによるストレスや悩みを抱えている子供は、進んで相談することが少ないため、教職員や保護者は、子供が気持ちを打ち明けられるよう、日ごろから「何でも話せる」雰囲気づくりに努めるとともに、早めにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等につなぐことで、いじめの早期発見に役立てます。

- ・いじめられている子供にとって、他者へ相談すること自体が多大な勇気がいることや、即時に対応しないと訴えを出さなくなってしまうことを教職員が理解した上で、相談に対しては、必ず教職員が直ちに管理職に報告し、組織で対応することを徹底します。

(3)いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
 - ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
 - ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「校内いじめ防止委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。
- 当該いじめ問題の対応について判断し、適切・適時に調査・協議等を行います。

※参照① P 8 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】
 ② P 10 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

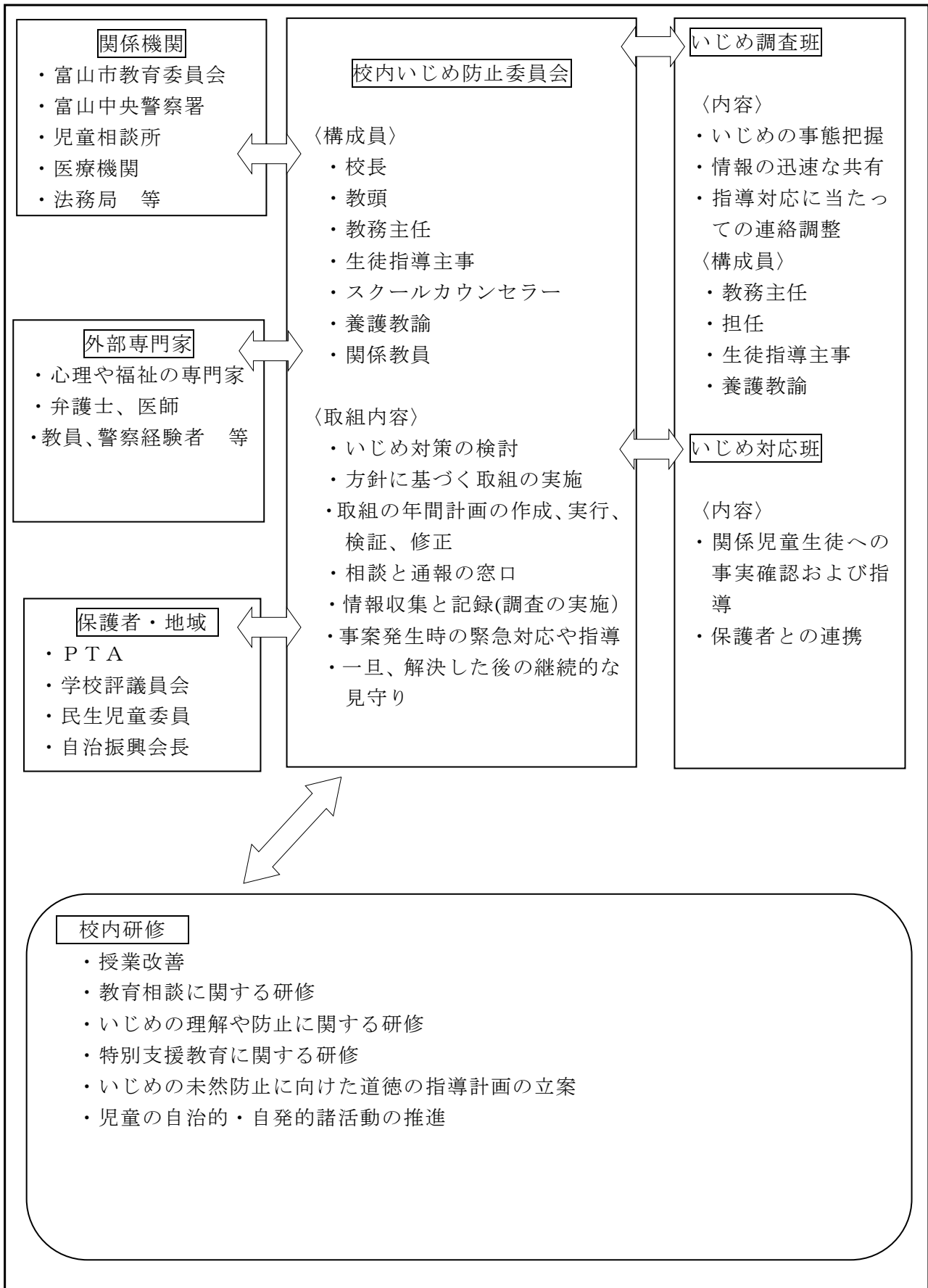
- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
- ・いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
- ・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。

オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。

- ・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。年度の当初には、外部講師を招いて高学年対象として、情報モラル教室を開く。
- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

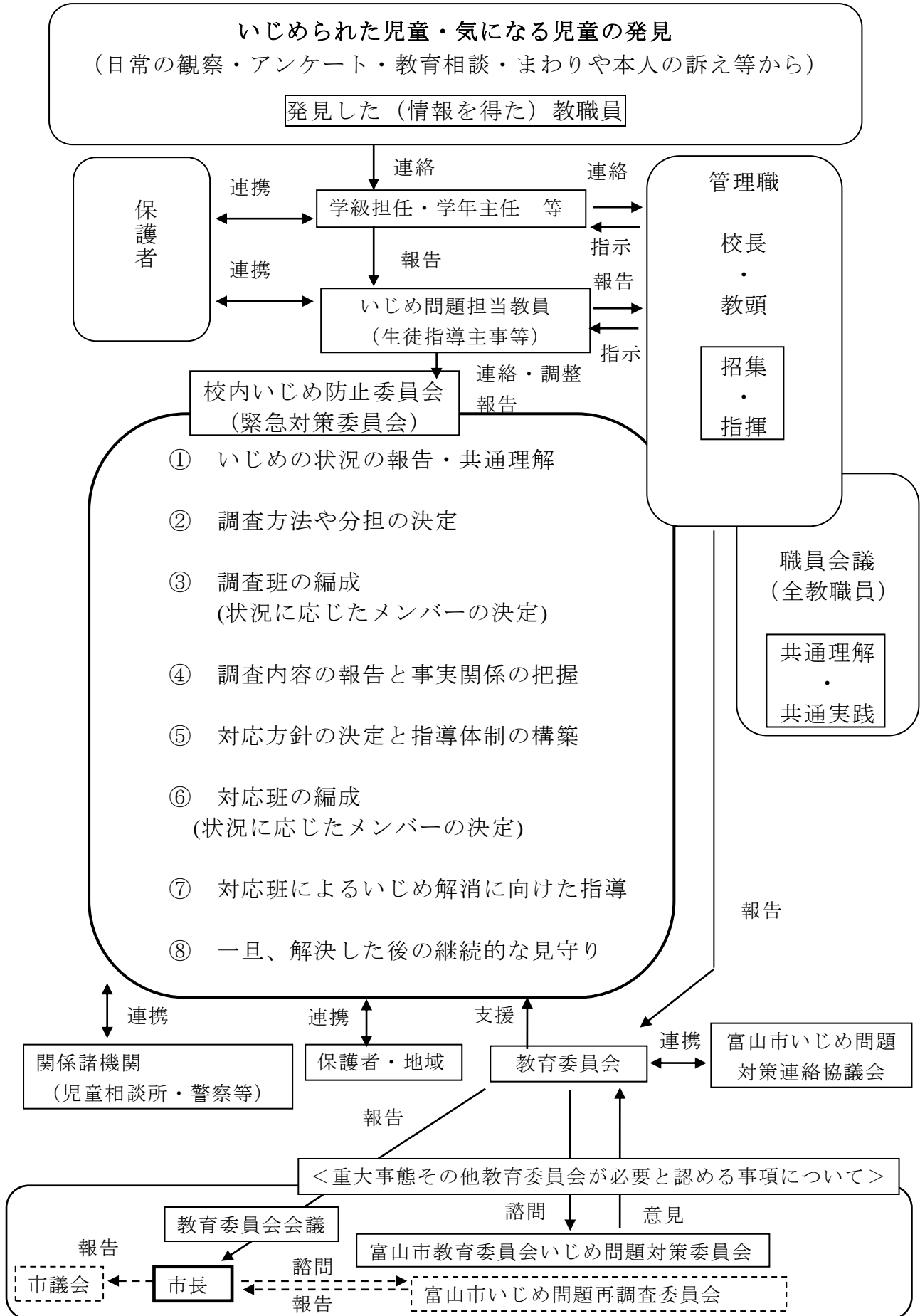
(法第22条に基づく組織 <必置>)



【表1 校内いじめ防止委員会】

役 職	氏 名	分担1	分担2	備 考
校長	宝田 淳二	総 括		
教頭	沢潟 美由紀	調査班		
教務主任	佐武 久彰	調査班		
生徒指導主事	柳井 洋一郎	調査班	対応班	
養護教諭	水上 加奈子	調査班		
担任等関係教員	担任全員	調査班	対応班	

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	職員会議	事案発生時、緊急校内いじめ防止委員会の実施			
		生徒指導委員会		生徒指導委員会	
	校内いじめ防止委員会① ・指導方針 ・指導計画 等 ※職員会議で共通理解		P T A総会及び学年 懇談会で保護者啓発	いじめ問題に関する 校内研修会①	
未然防止への取組	いじめ 実態把握調査		学級・学年づくり人間関係づくり① (運動会・遠足・宿泊学習等)		児童会によるいじめ防止に向けた 自治活動
早期発見への取組	いじめアンケート1学期 毎月15日				
	教育相談週間(4, 5月は全員、他は希望者)				

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	事案発生時、緊急校内いじめ防止委員会の実施						
	校内いじめ防止委員会② ・情報共有 ・2・3学期の指導計画の 確認			生徒指導委員会		生徒指導委員会	
	学級・学年づくり人間関係づくり② (宿泊学習・学習発表会等)			いじめ問題に関する 校内研修会②		校内いじめ防止委員会③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し	
未然防止への取組	学級・学年づくり人間関係づくり② (宿泊学習・学習発表会等)			児童会による「人権週間」への取組			
早期発見への取組	いじめアンケート 2学期				いじめアンケート3学期		
	教育相談週間(9月は全員、他は希望者)				教育相談週間(1月は全員、他は希望者)		

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

① 重大事態の意味について

第1号の例示

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等

第2号の例示

- 年間30日以上欠席を目安とする。ただし児童生徒が一定期間連続して欠席をしている場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある。

※ 「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。」

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配付や緊急保護者会の開催を行います。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

※参照 「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」(平成22年3月 文部科学省)